

規 則

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。